

るものである。

また、再商品化等の認定を受けた場合、その認定の範囲において製造業者等及びその委託を受けた者は廃棄物処理法に規定する廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。主務大臣の認定は生活環境保全上支障がないことを確認する観点からも行われ、重複して都道府県知事や市町村長の廃棄物処理業の許可を必要としない取扱いにするものであり、また、全国規模で事業を展開する製造業者等がそれぞれの自治体の許可を得なければならないことは、特定家庭用機器廃棄物の引取り・再商品化等を義務として行う製造業者等にとって過重な義務付けとなる可能性があることから、特例措置を設けているものである。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(再商品化等の認定)

問655 全て委託によってこの法律の義務を履行する製造業者等も再商品化等の認定を受けなければならないのか。

答655 この法律に定める義務の適正かつ円滑な履行を確保するためには、委託先やその義務の分担が適切であるか、全体としてこの法律で定める製造業者等の義務を履行できるようになっているかなどをあらかじめ確認する必要があるため、全て委託しているかどうかに関わらず、製造業者等が主務大臣による再商品化等の認定を受けなければならない。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(勧告及び命令)

問656 製造業者等が引取りや再商品化等に必要な行為を行わないときはどうなるのか。

答656 製造業者等が、天災等の正当な理由がなく特定家庭用機器廃棄物の引取り・再商品化等に必要な行為を行っていない場合、主務大臣による勧告、勧告に従わない場合の措置命令の対象となる。また、措置命令に違反した場合、50万円以下の罰金に処せられる。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(廃棄物処理法の改善命令、措置命令)

問657 製造業者等が再商品化等に必要な行為を行っているものの、その方法が適正でないときはどうなるのか。

答657 製造業者等の引取りと再商品化等に必要な行為を行う施設までの運搬は、廃棄物処理法での廃棄物の収集及び運搬に該当し、また、再商品化等に必要な行為を行う施設での再商品化等に必要な行為の実施は、廃棄物の再生又は処分に該当し、廃棄物処理基準等の規定の適用になる。

製造業者等が家電リサイクル法に基づき引取り・再商品化等に必要な行為を行っている場合であっても、その方法が廃棄物処理法の廃棄物処理基準に抵触したり、生活環境保全上支障が生じるものである場合、廃棄物処理法の規定により都道府県知事又は市町村長の改善命令、措置命令の対象となる。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

第11節 指定法人

(指定法人の業務)

問658 指定法人とはどのような機関か。どのような業務を行うこととなるのか。

答658 指定法人は、この法律における小売業者、製造業者等の引取り、再商品化等の義務を補完し、この法律による特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を円滑かつ確実に実施するために主務大臣が財団法人又は社団法人（これらを公益法人といいます）を指定するものである。

指定法人の業務は次の5つである。

- ①中小規模の製造業者又は輸入業者の委託を受けて、再商品化等に必要な行為を実施すること。
- ②製造業者等が不明又は不存在の場合に、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。
- ③市町村長の申出を受けて主務大臣が製造業者等への引渡しに支障が生じている地域として公示した地域について、市町村又は住民から特定家庭用機器廃棄物を引取り、製造業者等に引渡すこと。
- ④特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・再商品化等の実施に関する調査、普及啓発を行うこと。
- ⑤特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・再商品化等の実施に関して排出者、市町村等の照会に応じ、これを処理すること。

（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（指定法人への委託）

問659 中小規模の製造業者等が指定法人にこの法律の義務を委託した場合、それで義務を履行したことになるのか。

答659 中小規模の製造業者等が指定法人に委託できるのは、指定引取場所における特定家庭用機器廃棄物の引取り（料金の受領を含む。）、再商品化等に必要な行為の実施であるが、委託契約を指定法人との間で締結したのみでは義務を履行したことにはならず、受託者である指定法人が適切な受託業務を実施することによって初めて義務が履行されたこととなる。

また、指定法人に委託を行った場合でも、主務大臣の認定を受ける必要があり、また、再商品化等料金の設定、公表は当該製造業者等が行わなければならない。（指定法人への委託料金とは異なる料金設定を適正な原価を上回らない範囲で行うことが可能である）

指定法人の業務は自前で引取り、再商品化等の体制を整え義務を履行することが困難な場合の確実な受皿としての意味はあるが、中小規模の製造業者等が指定法人以外の者に業務を委託することや、自ら義務を履行することを妨げるものではない。

（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（製造業者等が不明又は不存在の場合）

問660 製造業者等が不明又は不存在の場合の特定家庭用機器廃棄物の流れはどうなるのか。

答660 製造業者等が不明又は不存在の場合、一般的には、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者は、指定法人の指定する引取場所まで運搬し、指定法人（又は指定法人の委託を受けた者）に引渡すこととなる。

指定法人（又は指定法人の委託を受けた者）はこれについて再商品化等に必要な行為を実施することとなる。

なお、製造業者等が不明又は不存在の場合、排出者は小売業者の設定・公表する収集運搬料金とともに、指定法人が設定・公表する再商品化等料金を支払うこととなる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

第12節 特定家庭用機器廃棄物管理票

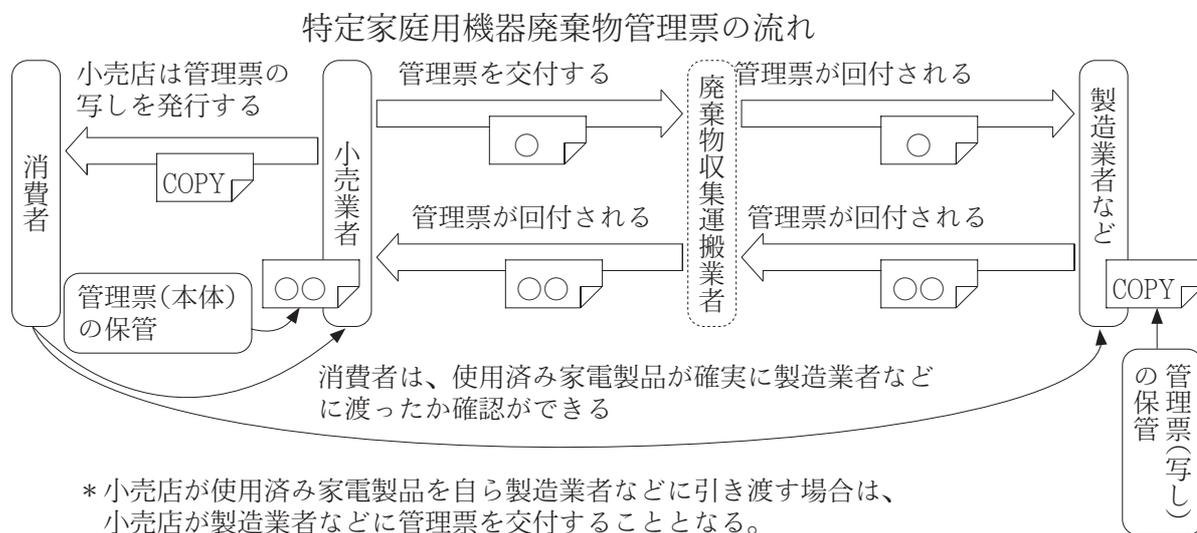
（特定家庭用機器廃棄物に係る管理票）

問661 特定家庭用機器廃棄物管理票はどのような制度か。

答661 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニフェスト。ここでは単に「管理票」と呼ぶ。）は、小売業者の義務である特定家庭用機器廃棄物を排出者から引取り及び製造業者等への引渡しの実施を担保し、特定家庭用機器廃棄物が製造業者等に到着し再商品化等に必要な行為が実施されることを確保し、この法律の仕組みを実効あるものにするために設けられた制度である。

排出者は特定家庭用機器廃棄物を小売業者に引渡す際に、小売業者から管理票の写しの交付を受け、小売業者は、製造業者等に引渡した場合、受領の確認を受け、この管理票を一定年限保存することとなる。

管理票により小売業者がこの法律による義務を履行しているかどうかを確認することができる。



（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（管理票のメリット）

問662 これによって排出者はどのような利益を得られるのか。

答662 排出者は小売業者の収集運搬料金及び製造業者等の再商品化等料金を支払い、小売業者に特定家庭用機器廃棄物を引渡したとしても、これが製造業者等に引渡されないのであれば、この法律の目的が達成されないだけでなく、排出者が支払った再商品化等料金の取扱いも問題となる。